

## 知って いますか?

誰もが安心して暮らせるよう、消費生活相談をはじめ、 活動内容や詐欺被害を防ぐ心得を紹介します。 様々な取組みを続けています。 設立52年目を迎える旭川消費者協会では

人で悩まず

相談に対応 商品やサービスに関する

当者が、電話などで商品やサービ 生活専門相談員の資格を持つた担 受けた旭川消費者協会です。消費 生活センター。同センターで相談 じたとき、気軽に相談できる消費 スに関する相談を受け付け、 に対応しているのが、市の委託を 悪質商法や詐欺かなと不審に感 勘言

> より問題を解決しています。 事業者等との間に入ることに

です。 も増えていますので、 よる架空請求で、次に有料情報サ イト関連、 かった相談内容は、はがきなどに より376件増えました。 談件数は2千894件で、 平成29年度の1年間に受けた相 最近は訪問販売に関する相談 光回線の契約と続きます。ま 賃貸アパートの原状回 注意が必要 一番多 前年度



町内会などへの ①劇団「風」は、 出前講座を実施

旭川消費者協会 会長 渡邊眞知子さん

# 取組みを実施 暮らしを守るための

たりして、注意を呼び掛けます。

また、食の安全や環境保全の取

開催に加え、7年前から始めたの 身近な内容で、詐欺の手口を再現 が劇団「風」による寸劇の公演で 消費者だより」の発行やセミナー 動も行っています。「あさひかわ 員で構成され、消費者への啓発活 したり、被害者の気持ちを表現し 同協会は、現在約360人の会 実際の被害事例を盛り込んだ

めに力を尽くしています。

とくらしを守るまちづくり」のた 組みなども積極的に行い「いのち

#### 困ったときは…

フィール旭川7階) (108)

月~金曜日 9:00~17:00 (祝日、年末年始は除く)



### 被害を防ぐためのポイント

#### 架空請求

はがきやメールで「未納金がある」 「裁 判になる」などと不安をあおり、 かけさせようとします

- 身に覚えのない請求には応じない
- 折り返しの電話をかけない
- はがきやメールを証拠として保管する

#### 訪問販売

契約後、法定書面を受領して8日以内な らクーリング・オフ(無条件解約)がで きます。書面がなくても解除できる場合 もあります

- 玄関に鍵を掛けておく
- ●不要なら、はっきり断る
- ●契約書にすぐサインしない
- 契約前に家族などに相談す



514、消費生活センター 625・

【詳細】旭川消費者協会 626・2

合わせください。

会費2千円)。詳しくは、お問い

随時、会員を募集しています(年